

自転車通学・通勤やサイクリング中などの事故への備えは万全ですか？

自転車利用者向け保険

万が一の
リスクに
備えましょう！

※交通傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険のペットネームです。

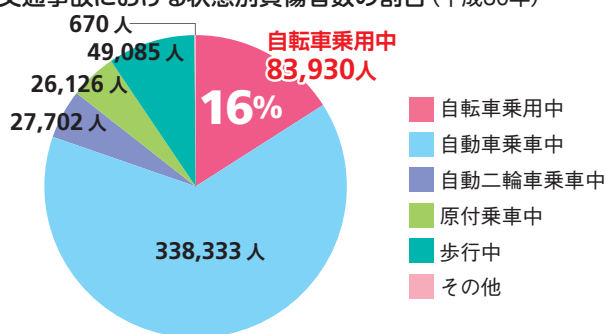


自転車事故の発生状況をご存知ですか？

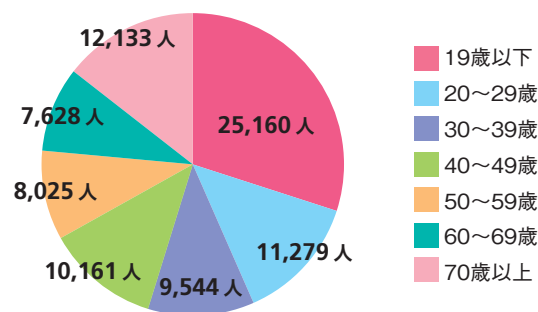
2018年の交通事故負傷者数**52.6万人**のうち、**8.4万人(約16%)**が自転車乗用中の事故によるものです。年齢を問わず幅広い層で、自転車乗用中の負傷事故が発生しています。

出典：警察庁交通局「平成30年における交通事故の発生状況」

■交通事故における状態別負傷者数の割合(平成30年)



■自転車乗用中の年齢層別負傷者数の割合(平成30年)



自転車事故は、被害者だけでなく加害者となってしまう可能性があります。

通学・通勤、買い物、サイクリングなど自転車は身近な乗り物ですが、**さまざまなリスク**が潜んでいます。**ご自身のケガや被害事故**はもちろん、**加害事故**を起こした場合、**数千万円の賠償金**を支払わなくてはならないケースもあります。損害賠償責任は未成年者が起こした事故といえども免れることはできません。

出典：一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故と保険」

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所 平成15年9月30日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



自転車には、自賠責保険のような強制加入の保険がありませんので、ご自身での備えが必要です。

**示談交渉
サービス付き!**
(国内で発生した事故のみ)

損保ジャパン日本興亜の自転車利用者向け保険では、右記のような**被害事故・加害事故双方のリスクを補償**することができます!ご自身がケガをした場合の傷害の補償と他人にケガをさせた時、他人の財物を壊した時の法律上の損害賠償責任を補償することが可能です。



自分がケガをしてしまった



他人にケガをさせてしまった



他人の物を壊してしまった



傷害の補償は、**自転車事故のほか所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故**も対象となります。法律上の損害賠償責任の補償は、**自転車事故のほか日常生活に起因する事故**も対象となります。

プラン例・補償内容の概要等は裏面を参照してください!

〈0歳から69歳までの個人契約〉			標準プラン	お手軽プラン
月払保険料			1,000円	500円
保 険 金 額	傷 害	死亡・後遺障害保険金 事故の発生の日から180日以内	614.7万円	95.2万円
		入院保険金日額 入院1日目から補償(1,000日限度)	5,000円	3,000円
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)	
		通院保険金日額 通院1日目から補償 (30日限度。事故の発生の日から1,000日以内)	2,500円	1,500円
	個人賠償責任		最高 3億円	最高 3億円

- 交通傷害危険のみ補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数30日)、個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約をセットしています。
- 上記プラン以外にも設計が可能です。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 被保険者の方の年齢が70歳以上の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

補償内容の概要等

●補償内容の概要

【傷害部分】

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具^(※1)との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※2)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※1) 電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

(※2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

【個人賠償責任部分】

住宅^(※3)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

(※3) 「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。

(注) この特約における被保険者は、次のとおりです。

- ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
- なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●この保険の保険期間は1年間です。

●死亡・後遺障害保険金額について

次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となります。

- ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被保険者が異なる契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合

●年齢、ご職業および他の保険契約等の有無等によってお引受けをお断りすることやお引受条件等を制限する場合があります。

●示談交渉サービスについて

日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談ください。なお、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

このチラシは「傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約セット)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
〈連絡先〉 <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

お問い合わせ先